

(件名) 鹿児島県立短期大学家政科食物栄養専攻を、管理栄養士養成課程を有する教育機関(4大化)へ拡大するための議論の場の、早急な開設を強く求めます。

(陳情の趣旨)

鹿児島県(本県)は、超高齢化・少子化の中、健康増進事業は明らかに厳しい現状にあります。健康日本21は第三次に向け、様々な第二次の結果が報告されていますが、本県の生活習慣病の有病率は、全国平均を大きく上回っており、積極的に対策を講じるべき緊急課題です。管理栄養士による栄養の指導が生活習慣病関連疾患改善に大きな効果が期待できることは、医療関連学会のガイドラインに明記されています。しかしながら本県の管理栄養士不足は慢性的に継続しており、積極的に取り組めない状況にあります。

管理栄養士・栄養士は、栄養士法において栄養に係る専門職とされ、特に管理栄養士は、専門的な知識と技術を有しその責務にあたとされています。本年5月1日より、医療法に基づいた医療従事者の職種に、医療情報提供者とされたことにより、さらに管理栄養士不足は大きな課題となると考えます。

①県内の管理栄養士養成施設の不足

管理栄養士免許取得は、国家試験による。その方法は、4年制管理栄養士養成課程を経て受験資格を得る方法と、2年制栄養士養成課程を経て3年の実務経験終了後、次年度の受験資格を得る方法がある。その合格率(令和5年2月実施)は、管理栄養士養成課程:87.2%(新卒のみ)、栄養士養成課程16.0%(3年間の実務経験修了者)であり、短大卒業後管理栄養士を目指すものにとって、甚だ厳しい。

本県の管理栄養士養成校は1校のみであり、そのため管理栄養士を目指す者は、県外へ進学する現状にある。本県管理栄養士養成校県内就職率80~90%に比べ、卒後本県へUターンし就職するものは少ない。

②特定給食施設における管理栄養士配置基準と、必要とされる管理栄養士配置数のずれ

管理栄養士配置基準は、医療施設100床以上1名以上、福祉施設50人当たり1名(50人以上1名追加)とされる。しかし、医療施設・福祉施設では診療報酬、介護報酬上の傷病者への栄養食事指導・チーム医療専任配置・在宅訪問栄養食事指導などの評価は、管理栄養士必置が要件とされており、人材不足により積極的に取り組めていない。

③鹿児島県の健康日本21への取り組み

健康日本21(第三次)案は健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病予防が大きな目標となる。すべてのライフステージにおいて栄養(食)が大きく係り、さらに個別対応が求められる。栄養介入が必要とされる県民への対応が、人材不足によって十分に実施できないことは、大きな課題である。

④“ふるさと鹿児島”に根差した管理栄養士・栄養士の育成

本県は日本一の農業県であり、その他の食材の生産も他県に劣らない。地産地消の拡大には、地元を熟知した管理栄養士、栄養士が、その豊かさに誇りを持ち、食を楽しみながら健康増進の手段を啓発していくことに大きな意義がある。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

本県の健康増進に欠かせない管理栄養士の供給体制の改善には、県立短期大学の
変革が必要です。本県の教育の府であった歴史を踏まえ、郷土愛をもった優秀な管
理栄養士を育成するための県立短期大学4大化の検討の場を設け、広く議論される
ことを強く求めます。